

事業系廃棄物等処理手数料の見直しについて

事業系廃棄物処理手数料及びし尿等処理手数料については、それぞれ本市一般廃棄物処理基本計画において、『減量化と再資源化の動機付け及び排出者責任の明確化を目的として、事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用を、基本的に5年ごとに見直していく。』『処理原価や社会情勢を考慮し、基本的に5年ごとに検討していく』としており、前回の改定（平成31年4月）から5年後の令和6年4月に向けて、今年度においては事業系廃棄物等の処理手数料見直しを検討する時期となっております。

このことから、算定に必要な資料として、直近5か年（平成29年度～令和3年度）における事業系廃棄物の環境センター搬入量のうち一般廃棄物についてまとめたところ、表1のとおりとなります。

表 1

【平成29年度～令和3年度の事業系廃棄物の環境センター搬入量】（単位：t）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般廃棄物	14,489.9	15,333.0	15,052.5	11,315.1	11,141.7
産業廃棄物	620.1	797.7	546.0	549.6	540.5
合計	15,110.0	16,130.7	15,598.5	11,864.7	11,682.2

上表から、令和2年度及び令和3年度における事業系廃棄物の搬入量が、令和元年度に比べ約25%減少しており、この原因としては、新型コロナウイルスの影響により事業活動が縮小したことによって、廃棄物の搬入量が減少したと考えられます。

令和6年4月に向けた事業系廃棄物等処理手数料の見直しについては、新型コロナウイルスの影響による事業活動の縮小や近年の物価高騰など、現在の社会情勢を考慮すると、時期尚早であると判断できるため、検討時期を1年程度延期することが望ましいと考えます。